

会計年度任用職員の休暇制度

1 年次休暇

◇ 付与要件及び付与日数

雇用初年度は、継続する雇用期間が1月を超える場合は、雇用2月日から1月当たり1日を付与し、7月目に合計10日を付与します。この場合、月の途中からの雇用であっても、当該月を1月目とします。

また、引き続き再度任用された場合は、20日を限度として、年度末の年次休暇の残日数を繰り越すとともに、雇用実績及び新たな雇用期間を合計した期間に応じた日数を、年度当初に年次休暇として付与します。

なお、雇用期間及び週の勤務日数等により、付与日数が異なりますので、ご注意ください。

◇ 付与単位

1日または1時間単位とします。

2 特別休暇

種類	要件等
産前休暇	出産予定日の8週間前の日から出産の日までの期間
産後休暇	出産の日の翌日から8週間の期間
育児時間	生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合
生理休暇	女子職員の生理（生理日において勤務することが著しく困難である場合）
父母等の祭日	父母、配偶者又は子の祭日
夏季休暇	地方公務員法第39条及び第42条の規定によりあらかじめ計画された能率増進計画の実施
職員の結婚	職員の結婚休暇
妊産婦の健康診断	妊産婦の健康診断（妊娠中又は出産後1年以内の女子職員が母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条及び第13条に規定する保健指導又は健康診査を受ける場合）
妊婦の通勤緩和	妊婦の通勤緩和（妊娠中の女子職員が、通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体の健康維持に重大な支障を与える程度に及ぶものであると認める場合）
親族死亡	職員の親族が死亡した場合
家族の看護	家族の看護（職員の中学校就学の始期に達するまでの子に看護が必要と認められるとき）
短期介護	要介護者の介護又は必要な世話をを行う職員が、当該介護又は世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合

3 介護休暇等

種類	要件等
介護休暇	<p>職員の配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母及び兄弟姉妹、又は職員と同居の父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、子の配偶者、配偶者の子及び孫について、日常生活を営むのに支障があり、職員が介護を行う場合であって、以下のいずれにも該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1年以上継続勤務 ・ 指定期間の指定を希望する期間の初日から起算して93日を経過する日から6月を経過する日までの間に任期が満了し、その任期が更新されないこと及び引き続き採用されないことが明らかでない ・ 1週間の勤務日が3日以上とされている職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が121日以上
介護時間	<p>職員の配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母及び兄弟姉妹、又は職員と同居の父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、子の配偶者、配偶者の子及び孫について、日常生活を営むのに支障があり、職員が介護を行う場合であって、以下のいずれにも該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1年以上継続勤務 ・ 1日につき定められた勤務時間数が6時間15分以上である勤務日がある ・ 1週間の勤務日が3日以上とされている職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が121日以上

4 育児休業等

種類	要件等
育児休業	<p>以下のいずれにも該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 在職期間が連続する1年以上 ・ 子が1歳6か月に達する日以降も引き続きの雇用が見込まれる ・ 1週間の勤務日が3日以上
部分休業	<p>以下のいずれにも該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 在職期間が連続する1年以上 ・ 1週間の勤務日が3日以上 ・ 1日の勤務時間が6時間15分以上

5 病気療養による休暇

種類	要件等
公務上の傷病	通勤の場合を含む
私傷病	医師の診断等がある場合